

～セカンドポスト利用規約～

セカンドポストは、株式会社コズミック コミュニケーションズ(以下「当社」といいます)の運営するレンタル事業の名称であり、当社と当サイトおよび当社サービスをご利用になる方(以下「会員」といいます)の間に以下の規約が適用されるものとします。

【利用規約】

当社は本規約を定め、会員は本規約の内容を確認・把握し、契約の際には本規約の内容を承諾したものとします。なお、本規約や当社サービス内容・料金は、契約者の了承を得ることなく変更することがあります。会員はこれを承諾するものとします。

～サービスのご利用に関して～

- ・原則として、当社は会員のサービス利用の用途に関しては一切関知しませんが、違法・迷惑行為を目的とするご利用は、発覚しだい直ちに当社サービスを停止させていただきます。
- ・当社サービス契約の際は、身分証(免許証・保険証・パスポートなど)の提示が必要となります。

～サービス利用の開始～

- ・会員は本規約を承諾し、当社の定める基本料金・保証金・預かり金などを入金し、当社が会員からの入金を確認した時点より、当社の提供するサービスの契約開始となります。初回入金日を契約日とします。
- ・通信回線サービスの場合は、回線工事などの都合により入金日より数日の工事期間をいただく場合があります。

～サービス利用の停止～

会員は以下に定める行為を行った場合、当社より強制的にサービス停止を行います。会員は以下の内容を承諾したものとします。

- ・当社の運営業務や施設・システムなどに重大な損害を与えた場合。
- ・本規約に基づく料金を滞納した場合。
- ・当社サービスに申込された者と異なる名義にて、当社の住所を不正に利用した場合。
- ・会員の利用目的が、行政機関より違法の可能性を指摘された場合。
- ・当社の私設私書箱を利用して偽造や詐欺などの違法行為を行った場合。
- ・当社が利用規約の内容を遵守していないと判断した場合。
- ・その他、コンプライアンス(法令遵守)の観点から会員として不適切と判断した場合。

【免責事項】

- ・当社サービスのご利用により、会員に如何なる損害が生じても当社はその責任を負わないものとする。
- ・当社が保有する通信回線システム、電話回線等の故障に生ずる被害については責任を負わないものとする。
- ・当社私設私書箱の住所の公開・使用目的はすべて会員の管理責任とします。当社では会員が当社私設私書箱の住所の公開・使用内容の責任を負わないものとする。
- ・当社サービスの利用に際し、会員の行った行為による第三者からの苦情などがあった場合、当社は責任を負わないものとする。

【守秘義務について】

- ・当社は会員のプライバシー保護を負うものとする。
- ・司法または行政機関より依頼があり、事件性がある場合など情報開示する義務がある場合を除き、当社会員の情報を会員の承諾無しに第三者に漏洩することはありません。
- ・当社会員宛に第三者が当社へ訪問した場合は個人情報を開示する事はありませんが、当社は私設私書箱、その他レンタル事業を営んでいる事を知らせます。

【サービス利用規約について】

～私設私書箱～

- ・当社の私設私書箱のカギは当社で保管・管理することとします。
- ・申込時の暗証番号を忘れた場合は郵便物のお渡しができません。万が一、暗証番号を忘れてしまった場合はご本人様確認のため再度身分証の提示が必要となります。
- ・当社の私設私書箱での住民登録や法人登記はできません。万が一発覚した場合には対象会員への法的な処置も検討します。
- ・会員以外の第三者への荷物の受け渡しは原則行っておりません。
- ・郵便物は定期的にお引き取りに来ていただきますようお願いいたします。
- ・ダイレクトメールの返送分は10日以内にお引き取りいただきますようお願いいたします。10日以内にお引き取りに来ていただけない場合は、会員の許可を得た上で破棄(シュレッダー処分)させていただきます。その場合別途オプション料金が発生します。
- ・当社より強制解約処置を受けた会員宛に届いた郵便物等は、すべて差出人へ返送いたします。
- ・当社より強制解約処置を受けた会員は、契約期間に関わらず利用料金の返金はいたしません。
- ・当社で管理している会員の私物が天災・火災、その他の不慮の事故などによる紛失・破損が生じた場合の責任は負えません。
- ・当社へ届く郵便物・宅配物の中で、生物・動物・危険物・冷凍や冷蔵が必要な物、その他の法律に抵触する物やその可能性のある物の受け取りはできません。
- ・当社では現金書留・代引郵便・郵便為替・特別送達の受け取りはできません。
- ・当社では、法人契約に限り着払い郵便の送料に関して保証金をお預かりできます。保証金は先にお支払していただく必要があります。着払い郵便料金が保証金を上回る場合は、時期を問わず突発的に保証金の追加を依頼させていただきます場合がございますので予めご了承ください。
- ・当社では犯罪収益移転防止法を遵守し、その目的を達するために身分証の提示による本人確認が必要となります。来店時の契約の際は運転免許証もしくはパスポートや保険証を提出していただきます。また、郵送もしくはFAXでの契約の際は、身分証をいただいた後に転送不要郵便で、当社ご利用規約をお客様の登録のご住所に郵送させていただきます。転送不要郵便がお客様の元に届き、ご本人様の確認ができた後にお荷物のお受け取り、お引渡し等のお取引が可能となります。上記方法にてご本人様の確認ができなかった場合でも、お客様からご入金いただいた金銭は一切返金できませんので、十分にサービス内容をご理解いただいた上でお申込みください。

～通信回線レンタル(逆転送・03発信・011発信)～

- ・通信回線サービスの開始
会員からの申込・ご契約後に回線工事やシステム設定のため、サービス開始まで数日かかる場合がございます。詳細につきましては、ご契約後にお知らせいたします。

- ・通信回線サービスの停止

サービス利用中に通話料が保証金の額を超える、または通話料がサービス利用料の支払日までに超えるであろうと判断される場合は、保証金を追加でお支払いいただく事になります。当社が依頼する追加入金が無い場合はサービスの利用を停止させていただきます。保証金の追加につきましては、請求日より3日以内となります。(土・日・祝日を除きます)

また、料金請求日より土・日・祝日を含めて7日以内に、お支払・ご連絡がない場合は理由を問わずサービスを停止し、停止1週間後に強制的に解約させていただきます。解約扱いとなった回線の電話番号は消滅しますので、同じ電話番号での再契約は原則的にできません。

・通話料

毎月の通話料金は、会員が使用する通話料金〇〇円/〇分の他に当社携帯電話会社の基本料金がかかりますので、仮に通話料金が0円の場合でも電話会社の基本料金は発生しお支払いいただく事になりますのでご了承ください。

・保証金

通話料金は後日請求となりますが、ご利用になられた分の通話料金の1.5~2倍の金額を保証金として先にお支払していただく必要があります。通話料金が保証金を上回る場合は時期を問わず突発的に保証金の追加を依頼させていただきます場合がございますので予めご了承ください。

【お支払に方法について】

～お支払方法～

当社指定の銀行口座へお振込みいただく際には、必ず「会員番号」を振込依頼名に記入してください。通信回線レンタルサービスの通話料金に関しましてはご請求額が確定次第、随時ご利用金額をお伝えしております。ご連絡を差し上げてから支払い期日までに必ずご入金をお願いします。期日までのご入金の確認が取れない場合はサービスを利用停止させていただきます。また、通話料金に関しましては請求日から支払期日までの期間が非常に短いですがご了承ください。

～通話料金・保証金～

通話料金の請求は当社からの請求となりますので、料金明細は当社の書式による利用金額を記載した請求書となります。電話会社からの明細書は一切出ることはありませんのでご了承ください。通話料金の締め日以降は翌月の通話料金や基本料金が発生するため、確定料金プラス翌月の通話料金が保証金額を超える場合はサービス停止となってしまいますので、サービス停止になる前に請求金額をお支払いいただくか、一部保証金としてお支払いいただく事となります。

～遅滞約款～

当社のすべてのレンタルサービスにおいて期日までの料金の支払いを遅れた場合は、年利15,0%の遅延損害金を付帯した料金を支払いする事となります。

【解約について】

サービスの解約については、会員の申し出いただいた日より当月末が解約日となります。月中での突発的な解約

約はできませんのでご了承ください。また、解約の際は会員番号と暗証番号が必要となります。暗証番号が確認できない場合は受付できない場合がございます。サービス申込時にいただいた、保証金はサービス解約までの料金をお支払いいただいた後での返金とさせていただきます。返金方法は当社へご来店いただくか会員名義のご指定の口座へのお振込みとなります。当社からの出張対応での返金は一切おこなっておりません。また、解約日より1ヶ月以内にご連絡が無い場合や解約後連絡が取れない場合は、預り金・保証金の返金は致しかねますのでご注意ください。

【返金について】

通信回線レンタルサービスの回線保証金の返金時の条件、注意事項は下記のとおりです。

- ・暗証番号が必要となります。
- ・必ず来店・FAX・郵送のいずれかの方法で、返金依頼書類を提出していただきます。
- ・会員と連絡がつかない、期日までのサービス利用料金の支払いが無い、その他の理由で当社より強制的に解約処分となった会員の保証金は罰則金として返金の依頼には応じることはできません。
- ・返金の際には暗証番号の他に、契約時のご住所・電話番号・身分証の提示など、ご本人様かどうかの確認をさせていただきます場合がございます。

【損害賠償について】

会員が本規約に反した行為で当社が受けた損害については、当該会員へ実費費用の請求をおこなう事ができるものとします。また、本契約について紛争が生じた場合は、札幌簡易裁判所及び札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

制定年月日平成 21 年 1 月 15 日

改定年月日平成 22 年 8 月 11 日